

令和8年2月2日

志布志市議会議長 福重 彰史 様

氏名 永田 梓

政務活動費収支報告書

志布志市議会政務活動費の交付に関する条例（平成27年志布志市条例第37号）第8条第1項の規定により、下記のとおり令和7年度政務活動費の収支を報告します。

記

1 収入

項目	金額	摘要
政務活動費	105,000円	政務活動費月額15,000円×7月
その他収入		
合計	105,000円	

2 支出

項目	金額	摘要
調査研究費	25,000円	令和7年8月20日 オンラインセミナー受講料
	72,360円	令和7年11月4日～11月6日 山梨県富士吉田市、神奈川県小田原市、茨城県日立市に関する事務調査、交通費及び宿泊費
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合計	97,360円	

3 残余の額

収入合計額		支出合計額		収入支出差引額
105,000円	—	97,360円	=	7,640円

政務活動費出納簿

(令和7年度)

No.	年月日	摘 要	収入金額	支出金額	残 額
1	令和7年8月5日	令和7年度政務活動費交付金	105,000 円		105,000 円
2	令和7年8月16日	セミナー受講料		25,000 円	80,000 円
3	令和7年10月23日	航空券・宿泊代・レンタカー代手数料		65,333 円	14,667 円
4	令和7年11月4日～6日	高速代		3,843 円	10,824 円
5	令和7年11月5日～6日	駐車場代		575 円	10,249 円
6	令和7年11月6日	燃料代		1,513 円	8,736 円
7	令和7年11月6日	交通費		1,096 円	7,640 円
			105,000 円	97,360 円	7,640 円

政務活動費収入整理簿

(令和7年度)

使途項目	0 政務活動費
------	---------

番号	収入年月日	収入金額	摘 要
1	令和7年8月5日	105,000円	令和7年度政務活動費交付金 15,000円×7ヶ月
2			以下余白
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
合計		105,000円	

政務活動費支出整理簿

(令和7年度)

使途項目	1 調査研修費
------	---------

番号	支出年月日		摘 要
1	令和7年8月16日	25,000 円	セミナー受講料
2	令和7年10月23日	65,333 円	航空券・宿泊代・レンタカー代手数料 392,000円 (6名分) ※按分 65,333円×(5人)+65,335円(1人)=392,000円 ※(1名:小野)
3	令和7年11月4日～6日	3,843 円	高速代 3-1~4 23,060円 (6名分) ※按分 3,843円×(5人)+3,845円(1人)=23,060円 ※(1名:小野)
4	令和7年11月5日～6日	575 円	駐車場代 3,450円÷6人=575円
5	令和7年11月6日	1,513 円	燃料代 9,081円 ※按分 1,513円×(5人)+1,516円(1人)=9,081円 ※(1名:小野)
6	令和7年11月6日	1,096 円	交通費 99km×37円×2=7,326円のうち1,096円
合計		97,360 円	

領収書等添付様式

	整理番号	1
使途項目	1 調査研究費	
目的・内容等		
<p>令和7年8月20日 オンライン研修＝志布志市でも問題になっている飼い主のいない猫を減少させる取り組みや行政とどのような連携が取れるのかを学ぶ。 ※セミナー受講料＝25,000円</p>		
領収書等添付欄 (※重ならないように添付してください)		
This area is intentionally left blank for receipt attachments		

領収書

2025年8月16日

永田 梓

様

金額

¥ 25,000

但 2025年8月20日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011

東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

登録番号: T2011001095530



領収書等添付様式

(令和7年度)

	整理番号	2
使途項目	1 調査研究費	
目的・内容等		
令和7年11月4日～6日 山梨県富士吉田市、神奈川県小田原市、茨城県日立市に関する事務調査交通費及び宿泊費 ※航空券・宿泊代・レンタカー代・手数料 65,333円×(5名)+65,335円(1名)=392,000円		
領収書等添付欄 (※重ならないように添付してください)		

010198

領 収 証

志布志市議会
議員無会派 様

2025年10月23日

金		¥	3	9	2	0	0	0
---	--	---	---	---	---	---	---	---

但 1/4 - 研修旅行代金と見
上記の通り正に領収致しました。

有限会社 希


代表取締役

桜観光 そよ風
〒893-0014 鹿児島県鹿屋市寿1丁目
☎0994-43-1111
登録番号 T7340002027190

内 訳	金 額
10%対象	
消費 税	
8%対象	
消 費 税	

現 金
 カ ー ド
 小 切 手
 銀行振込

係 員



領収書等添付様式

(令和7年度)

	整理番号	3 (番) 1
使途項目	1 調査研究費	
目的・内容等		
令和7年11月4日～6日 山梨県富士吉田市、神奈川県小田原市、茨城県日立市に関する事務調査交通費及び宿泊費 ※高速代 ①7,200円+②2,280円+③6,730円+④6,850円=23,060円 3,843円×(5名)+3,845円×(1名)=23,060円		
領収書等添付欄 (※重ならないように添付してください)		

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 末吉財部
料金所(至) 溝辺鹿兒島空港
25年11月 4日 7時59分

通行料金 ¥1,380-

(ETC/ワグッパ) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。
※通行料金は確定しておりません。
取扱番号
A05511-048191-182120
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

首都高速道路株式会社
料金所 大師本線 車線02
ご利用ありがとうございます。
料金所では一旦停車してください。

領収書
2025年11月4日(火)
普通

[現金]
収受額 1,950円

収受日時
2025年11月04日11:51
連続利用有効日時
2025年11月04日15:21
まで

本書を発行した料金所を通過後、首都高速の出口を出ることなく、首都高速の料金所を連続利用する場合は、本書をご呈示下さい。ご呈示がない場合や一旦出口を出られた場合は再度料金を頂きます。
通行料金は消費税率10%対象です。
登録番号 T2010001095722
首都高お客様センター03-6667-5855
耳の不自由な方用FAX03-3249-1161
7908 11510009



ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 河口湖
お問い合わせは、中日本お客様センター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客様は
TEL 052-223-0333(有料)

25年11月 4日14時29分
車種 普通

通行料金 ¥3,330-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— 横浜青葉本線
ETC専用料金所 順次拡大中
詳細は高速道路会社HPをご確認ください
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
登録番号:T4180001056169
取扱番号211-00391212-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 富士吉田
お問い合わせは、中日本お客様センター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客様は
TEL 052-223-0333(有料)

25年11月 4日16時36分
車種 普通

通行料金 ¥540-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

ETC利用は請求額が変わる場合があります。
富士吉田→洞走利用は入口発行証明書は無効
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
登録番号:T4180001056169
取扱番号4912-12-00

領収書等添付様式

(令和7年度)

	整理番号	3 番 2
使途項目	1 調査研究費	
目的・内容等		
令和7年11月4日～6日 山梨県富士吉田市、神奈川県小田原市、茨城県日立市に関する事務調査交通費及び宿泊費 ※高速代 ①7,200円+②2,280円+③6,730円+④6,850円=23,060円 3,843円×(5名)+3,845円×(1名)=23,060円		
領収書等添付欄 (※重ならないように添付してください)		

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 須 走

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
 フリーダイヤル 0120-922-229
 上記番号をご使用になれないお客さまは
 TEL 052-223-0333(有料)

25年11月 4日16時51分
 車種 普通

通行料金 ¥540-
 ※通行料金の消費税率は10%です
 (現金)

ETC利用は額が異なる場合があります。
 富士吉田～須走利用は入口発行証明書は無効
 中日本高速道路株式会社
 愛知県名古屋市中区錦2-18-19
 登録番号:T4180001056169
 取扱番号4901-01-00



領 収 書
 (通行片道1回・限り)

2025年11月 4日(火)No2

軽・小型・普通 ¥1,000
 10%対象 ¥1,000
 10%税 ¥90
 毛見 言十 ¥1,000
 (うち消費税 ¥90)

登録番号 T4010001108254
 山腰 8355 17時51分

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 小田原

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
 フリーダイヤル 0120-922-229
 上記番号をご使用になれないお客さまは
 TEL 052-223-0333(有料)

25年11月 5日11時12分
 車種 普通

通行料金 ¥370-
 ※通行料金の消費税率は10%です
 (現金)

通行料金は、消費税率10%対象です。
 中日本高速道路株式会社
 愛知県名古屋市中区錦2-18-19
 登録番号:T4180001056169
 取扱番号2468-11-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 平塚

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
 フリーダイヤル 0120-922-229
 上記番号をご使用になれないお客さまは
 TEL 052-223-0333(有料)


25年11月 5日11時22分
 車種 普通


通行料金 ¥370-
 ※通行料金の消費税率は10%です
 (現金)

通行料金は、消費税率10%対象です。
 中日本高速道路株式会社
 愛知県名古屋市中区錦2-18-19
 登録番号:T4180001056169
 取扱番号2422-03-00

領収書等添付様式

(令和7年度)

	整理番号	3  3
使途項目	1 調査研究費	
目的・内容等		
令和7年11月4日～6日 山梨県富士吉田市、神奈川県小田原市、茨城県日立市に関する事務調査交通費及び宿泊費 ※高速代 ①7,200円+②2,280円+③6,730円+④6,850円=23,060円 3,843円×(5名)+3,845円×(1名)=23,060円		
領収書等添付欄 (※重ならないように添付してください)		

ご利用ありがとうございます。

 料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 東京

問い合わせは、中日本お客さまセンター
 リーダイヤル 0120-922-229
 上記番号をご活用になれないお客さまは
 E.L. 052-223-0333(有料)

5年11月 5日12時57分
 車種 普通

通行料金 ¥1,300-
 通行料金の消費税率は10%です

(現金)

入口料金所一 厚木
 通行料金は、消費税率10%対象です。
 日本高速道路株式会社
 知具名古屋市中区錦2-18-19
 登録番号:T4100001056159
 取扱番号221-00061132-00

ご利用ありがとうございます。
 首都高速道路株式会社
用賀本線
 料金所 車線03
 ご利用ありがとうございます。
 料金所では一旦停車してください。

領 収 書
 2025年11月 5日(水)
普 通


[現金]

収受額 1,950円

収受日時
 2025年11月05日13:04
 連続利用有効日時
 2025年11月05日15:34
 まで

本書を発行した料金所を通過後、首都高速の出口を出ることなく、首都高速の料金所を連続利用する場合は、本書をご呈示下さい。ご呈示がない場合や一旦出口を出られた場合は再度料金を頂きます。通行料金は消費税率10%対象です。
 登録番号 T2010001095722
 首都高お客さまセンター03-6667-5855
 耳の不自由な方用FAX03-3249-1161
 7908 13040134



ご利用ありがとうございます。

茨城県道路公社
 料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 日立中央


NEXCO東日本お客さまセンター
 0570-024-024
 または
 03-5308-2424

25年11月 5日15時39分
 車種 普通

通行料金 ¥100-
 ※通行料金の消費税率は10%です

現金

高速道路上で停止車両を見聞きした際は、停止車両や人に注意しながら安全走行を！
 茨城県道路公社 029-501-1131
 茨城県水戸市延原町978-25
 登録番号:T5050005000151
 取扱番号212-00070000-00

ご利用ありがとうございます。

茨城県道路公社
 料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 日立中央

NEXCO東日本お客さまセンター
 0570-024-024
 または
 03-5308-2424

25年11月 5日15時39分
 車種 普通




通行料金 ¥3,380-
 ※通行料金の消費税率は10%です

現金

一 入口料金所一 三郷
 高速道路上で停止車両を見聞きした際は、停止車両や人に注意しながら安全走行を！
 東日本高速道路株式会社
 東京都千代田区霞が関9-3-2
 登録番号:T9010001093715
 取扱番号212-00071355-00


領収書等添付様式

(令和7年度)


		整理番号	3 番 4		
使途項目	1 調査研究費				
目的・内容等					
令和7年11月4日～6日 山梨県富士吉田市、神奈川県小田原市、茨城県日立市に関する事務調査交通費及び宿泊費 ※高速代 ①7,200円+②2,280円+③6,730円+④6,850円=23,060円 3,843円×(5名)+3,845円×(1名)=23,060円					
領収書等添付欄 (※重ならないように添付してください)					
<p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p>領 収 書</p> <p>料金所 三郷</p> <p>NEXCO東日本お客さまセンター 0570-024-024 または 03-5308-2424</p> <p>25年11月 6日14時09分 車種 普通</p> <p>通行料金 ¥3,520- ※通行料金の消費税率は10%です</p> <p>(現金)</p> <p>一入口料金所一 日立北</p> <p>高速道路上で停止車両を見つけた際は、 停止車両や人に注意しながら安全走行を！</p> <p>東日本高速道路株式会社 東京都千代田区森がらみ3-2 登録番号:T9010001095716 取扱番号213-00241239-00</p>		<p>首都高速道路株式会社</p> <p>料金所 八潮本線 車線05</p> <p>ご利用ありがとうございます。 料金所では一旦停車してください。</p> <p>領 収 書 2025年11月 6日(木)</p> <p>普 通</p> <p>[現金]</p> <p>収受額 1,950円</p> <p>収受日時 2025年11月06日14:17</p> <p>連続利用有効日時 2025年11月06日16:47 まで</p> <p>本書を発行した料金所を通過後、首都高速の出口を出ることなく、首都高速の料金所を連続利用する場合は、本書をご提示下さい。ご提示がない場合や一旦出口を出られた場合は再度料金を頂きます。 通行料金は消費税率10%対象です。 登録番号 T2010001095722 首都高お客さまセンター03-6667-5955 耳の不自由な方用FAX03-3249-1161 7908 14170147</p> 		<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利 用 証 明 書</p>  <p>料金所(自) 溝辺鹿兒島空港 料金所(至) 末吉財部 25年11月 6日19時18分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,380-</p> <p>(ETC/レック) 車種 1</p> <p>※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。</p> <p>取扱番号 A07511-068070-550029</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>	

領収書等添付様式

(令和7年度)

		整理番号	4 
使途項目	1 調査研究費		
目的・内容等			
令和7年11月4日～6日 山梨県富士吉田市、神奈川県小田原市、茨城県日立市に関する事務調査交通費及び宿泊費 ※駐車場代 3,450円÷6名=575円			
領収書等添付欄 (※重ならないように添付してください)			

本町臨時駐車場

駐車券 

パラカヒタチエ
立体駐車場
パラカ株式会社
T8010401043696
適用消費税率 10%

領収証

精算機 #01 A 精算No.000002
発券機 #01 発券No.035687
入庫時刻 2025年11月 5日(水) 09:02
出庫時刻 2025年11月 5日(水) 10:13
駐車時間 1:11
駐車料金 A料金 450円
=====
合 計 450円
(内税10%対象額 450円)
現金領収額 450円
お預り 550円
お釣り 100円
またのご利用をお待ちしております。

一般財団法人小田原市事業協会
登録番号 74021005009181

25-11-05 2-036
15:51
精算11-06 08:45
駐車時間 16時間49分
駐車料金 500円
割引 0円
領収書
前払 0円
現金 500円
釣り 500円
#1-178570

鹿児島空港駐車場
鹿児島県霧島市溝辺町築822番地
TEL 0995-58-5050

領収書

入庫日時 2025年11月04日 06時05分
精算日時 2025年11月06日 18時41分
No.34-000236 券No.13-730560

駐車料金(普通車) 2500円

料金計 2,500円

投入現金 2,500円
釣り額 0円

全て消費税1.0%適用対象
登録番号: T5340001007740
鹿児島空港ビルディング株式会社

領収書等添付様式

(令和7年度)

	整理番号	5 取付
使途項目	1 調査研修費	
目的・内容等		
令和7年11月4日～6日 山梨県富士吉田市、神奈川県小田原市、茨城県日立市に関する事務調査交通費及び宿泊費 ※燃料費 9,081円 1,513円×(5名)+1,516円×(1名)=9,081円		

領収書等添付欄 (※重ならないように添付してください)

ENEOS

納品書(領収書)

2025年11月06日 15:24

売上・

上	様 M
6-300194-49994-001	
現金フリー	
車両番号	実車番
0026-00	
レギュラー	P-12
53.42L	*
170円	¥9,081
(内ガソリン税53.80円)	¥2,874)
合計	¥9,081
(消費税10%対象)	¥9,081
内消費税等	¥826)

現金で決済した場合、
領収書は別途発行いたします。

株式会社 高橋商店 羽田SS
 東京都 大田区羽田旭町12-5
 TEL:03-3743-2344 SS-300194
 登録番号: T3010801006984
 レシートNo 5825-02 データNo3505-3507
 00 2025/11/06



令和7年9月16日

志布志市議会議長 福重彰史様

議員氏名 永田 梓

研修報告書

下記及び別紙のとおり研修に参加しましたので、報告します。

記

- 1 研修日 令和7年8月20日
- 2 研修場所 オンライン
- 3 研修テーマ 動物愛護に自治体ができること
- 4 その他

研修名 動物愛護に自治体ができること
受講日 令和7年8月20日
開催 株式会社 廣瀬行政研究所

第一部(10:00～13:00)

【“殺処分ゼロ”プロジェクトの功罪～日本ははたして動物愛護後進国なのか～】

講師 水越美奈

日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科教授・獣医師・博士(獣医学)

○全国の犬猫の殺処分数の推移は、昭和後期からすると格段に少なくなっている。しかし、未だ年間の殺処分頭数は令和5年で犬が2,118頭、猫が6,899頭、猫に関してはそのほとんどが仔猫となっているのが現状のようだ。

○行政の引取りと殺処分については、安易な引取りを減らすため、引取り手数料の徴収や、引取りを希望する飼い主への説得を行う自治体が増えた一方で、繁殖事業者が繰り返し持ち込む事例が問題になったようだ。2012年の改正により、自治体は動物取扱事業者からの引取りを拒否できるようになり、引取った犬猫の返還や譲渡の努力義務が明記されたことで、殺処分減少に拍車がかかった。

○動物の愛護および管理に関する法律の第7条4項で「動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養することに努めなければならぬ。」とされている。所有者からの引き取りについても【説論】によりできるだけ引き取らないとされているが、ネグレクトに繋がるのではと懸念される。

○殺処分ゼロのプレッシャーにより、必要な安楽死をしなくなり、引き取りを拒否するようになった。これにより、動物福祉が損なわれる現場が放置され、年単位のシェルター(ケージ)生活が発生している。また、目標値に自治体が振り回され、愛護団体に丸投げの状態もみられる。動物福祉的な考え方をすると、引き取りを拒否しない、適切な譲渡は必須だが、動物福祉を考慮した安楽死は否定しないなどの考えが必要。

○本当に不幸な犬猫は減っているのか?特定非営利活動法人「人と動物の共生センター」では、ロードキル調査を実施し、2025年1月30日に発表したプレスリリースでは、殺処分数の24倍、223,366頭の猫が路上で死亡。全国政令指定都市・中核市(82自治体)にアンケート調査し、猫の遺体回収数を把握していたのは54自治体であった。

2019年には79,178頭だった猫の遺体回収数は年々減少し、2023年には48,456頭となった。

○多頭飼育崩壊

飼育者が不妊・去勢手術を行っていないことから過剰繁殖に陥る。手術を行わない理由として、動物の生態や繁殖能力について無知であったり、手術に対する否定的な考え、経済的困窮、健康上の問題、精神疾患や適切な判断力の欠如などがある。このような飼育者は、社会的孤立といった問題を抱えている場合が多い。

飼育者の家族、近隣住民、動物病院、社会福祉関係者、警察などの様々な立場のひとが関与する可能性がある。ただ、行政組織上、異なる系統であり、通常は情報が共有されることはないため、民間の関係者を含めた情報共有の仕組みづくりが課題。

行政・地域・医療と福祉・動物の専門家が協力して解決すべき問題である。

○野良猫問題

野良猫は、住民間の摩擦を引き起こすことがあり、公衆衛生上の問題や、自然環境に与える影響もある。希少野生動物の生息地にあたる自治体では、野生動物保護を目的として条例を整備し、適正飼養の啓発、不妊治療の助成、地域猫活動やTNRを支援。猫の問題ではなく、地域の問題として解決していかなければならない。大事なことはイエネコを野生化させてはならないということ。

第二部（14:00～17:00）

特別区における動物愛護管理行政

【保健所等、保健衛生における動物愛護管理行政】

講師 中島一浩 文京保健所生活衛生課長

動物愛護行政とは？

○動物愛及び管理に関する法律に基づき、動物の愛護と適切な管理を推進するための行政。具体的には、虐待や遺棄の防止、適切な取り扱いを義務付け、動物愛護に関する事項を規定。人と動物が共存する社会の実現を図ることを目的とする行政。

○主な業務として、動物取扱業の登録・指導、動物の引き取りや収容、譲渡、動物愛護の普及啓発など。

○動物愛護管理行政の主体は自治体である。

○動物は地域の住民の極めて近い所で生活しているが、行政の人的・財源的な資源は限られている。町会や自治会・動物愛護団体などのNPOやボランティアといった地域の力と連携し協力していくことで様々な問題解決が可能となる。

【台東区の動物愛護施策】

講師 高松純子 台東保健所生活衛生課愛護動物管理 課長補佐

○殺処分削減の為に「命のバトンプロジェクト」

飼い主責任を徹底するとともに、地域猫活動や、飼い犬・飼い猫の保護譲渡活動を支援する。

全国で初めて保護犬の譲渡推進「つなぐ命」、地域猫活動の支援「見守る命」、飼い犬・飼い猫の保護譲渡活動支援「支える命」を行う。

○殺処分削減の為に、「地域猫活動」が最も効果的であり【地域猫活動3原則】①野良猫の不妊去勢手術(TNR)②給餌と清掃③糞尿対策が必要。野良猫を「地域猫」にすることで、殺処分と苦情を減らす。

○地域猫支援を行う人材の育成を行った。地域猫支援講習会を開催し、地域特性に合わせた地域猫支援を展開。町や商店街への地域猫説明会を重ね、10年間の取組で

猫の苦情数・取引頭数・路上の死体数は激減。平成 27 年度には仔猫の取引数ゼロを達成した。

○地域猫ボランティア手帳を講習会受講者に発行し、活動時には手帳と腕章を着用するようにした。

○不妊去勢手術の助成額は、メス 20,000 円、オス 15,000 円となっている。助成件数は、平成 25 年の 550 頭を境に減少し、令和 5 年には 30 頭まで減少。

○地域猫ボランティア数は令和 5 年には 498 名となっている。

○効果検証として、猫の苦情相談件数、路上の猫の死体数、猫の取引頭数を調べた。

猫の苦情相談件数は平成 17 年には 410 件だったが、令和 5 年には 3 件となった。路上の死体数は平成 17 年には 536 頭だったが、令和 5 年には 34 頭、引取り頭数は平成 18 年に 90 頭、令和 5 年には 3 頭まで減少。効果がでるまでの長い期間、ボランティアとの協力関係を継続していくためには行政との信頼関係が不可欠である。**野良猫問題は地域猫活動で解決できる。**

【地域猫活動における現状と課題】

講師 工藤久美子 NPO 法人ねこだすけ代表理事

○地域猫対策は、猫だけに限らない大きなテーマで、人と動物の適切な関係づくりや環境の保全に結びつきます。地域猫活動は、人々も役所も、共に協力しながら地域で同じ目的を目指す協働プログラムです。

○行政もボランティアも陥りやすいのが、**住民・行政・ボランティアの三者協働**から「住民」がすっぱり抜けた「二者」協働となることである。ボランティア同士のネットワーク作りを行政が進め、寄せられる苦情対策をボランティアに依頼し、野良猫問題の解決を図る仕組みに走りがちだが、町会などの住民組織をいかに組み込むかが最大のポイントになる。

○野良猫の活動は開始から 20 年で終わらなければならない。ボランティアが複数人ではないと登録できない行政が多いが、1 人でも登録できる仕組みにしなければおかしい。

○餌やりをするお皿にも「地域猫活動中」とわかるようなステッカーの貼ってあるお皿を使用し、住民に活動が見えるようにしたことで住民理解が進んだ。

【人と動物の共生】

講師 江頭敏美 NPO 法人文京動物愛護協会理事長

中村悦子 NPO 法人文京動物愛護協会副理事長

○本協会は、人と動物の共生を目指して昭和 41 年に発足し、50 年が経過した。昭和 53 年には「ワンワンパレード」を実践し、平成 15 年に「文京ワンワンパトロール隊」を発足。お散歩の習慣が地域の安全と安心、そして笑顔を育む。令和 6 年度には、136 頭の犬がパトロール隊に登録。小学校の通学路・公園などの遊び場周辺・交通量の多い交差点などを散歩ルートに取り入れ見守り活動を行う。

○ウンチクリーン作戦を 2018 年 3 月からスタートし、モラル啓発を行う。排出物の

放置は、一部のマナー違反による飼い主が原因だが、会員の愛犬家の皆さんと清掃活動を通して啓発に努める。

○**災害時ペット同行避難訓練**を行う。有事の際に、近隣地域の犬の飼い主同士で協力しあえる環境づくりの一端となることを期待して始めた「犬の運動会」。コロナ感染症の自粛により開催が難しくなり現在は「ペット同行避難訓練」に移行している。

○マイクロチップの読み取り体験・ハウストレーニング体験・係留トレーニング体験・飼い主交換会を行い、有事に備える。

○高齢者施設への訪問活動としてアニマルセラピーを行う。犬たちに無理強いや我慢をさせることは極力避けることで、自発的に入居者の方々と優しい時間を共有できる。

○関係各行政との協働・協力

- ・文京保健所生活衛生課
- ・文京区危機管理課
- ・文京区警察署生活安全課
- ・文京区獣医師会

【意見】

○野良猫の減少に成功している自治体は、行政を中心にボランティアと住民が一体となり取り組むことで、成果が出ていることが分かる内容だった。志布志市と照らし合わせて聞いていたが、ボランティア登録方法など今すぐ見直さなければならない事も見えた。

○トラブルを避けるためにも地域が一体となり取り組まなければならない。そのためにはボランティア登録者を増やし、講習を行う事が必須と感じた。

○地域猫活動を行う方への、腕章配布も非常に有効だと思う。現段階で、志布志市のボランティアはやりにくさを抱えている。給餌をしてはいけないという行政指導がある。腕章があることで、無責任な餌やりと区別がつくうえに、そのような方に指導することができ、一緒に活動できるようになるのではと思う。

○災害時ペット避難訓練は、志布志市でも行う必要があると思う。現在、ペット同行避難ができる場所は1か所しかなく、実際災害が発生した場合、どれほどの避難者が来るのか想定もできない。また、避難者もペットがいるからと、避難をしない選択をされる可能性が非常に高い。安心して避難するためには、どのような場所で、どのように過ごせるのかを知る必要がある。



令和7年11月14日

志布志市議会議長
福重彰史様

無会派6名：東宏二 小野広嗣 持留忠義
小辻一海 稲付洋平 永田梓

視 察 報 告 書

視察期間：令和7年11月4日～6日

視 察 先：(1) 山梨県富士吉田市 (2) 神奈川県小田原市 (3) 茨城県日立市

【山梨県富士吉田市：環境省自然環境局生物多様性センター】

(1) 調査事項

生物多様性センターでは、自然環境や生物多様性の現状を把握するとともに、それらの情報を適切に保管し、広く提供するという目的を達成するため、「調査」「情報」「標本資料」「普及啓発」の4つの機能を活動の柱としており、本市の今後の生物多様性施策の展開を図るうえで参考にするために視察する。

(2) 所感・意見等

トキ等の希少野生動植物種の標本の収集・展示等を行う博物館的な業務や、調査や報告書作成等の外部委託を行う調達業務も行われており、なかでも希少野生動植物種の標本展示規模の大きさに圧倒され、その幅広い取り組みに感動した。

志布志市生物多様性センターも、環境省自然環境局生物多様性センターと連携を密にして、展示やイベントの在り方等を学ぶことで、その充実を図りながら、市内外の方が見学に訪れる施設として情報発信力を高めてほしい。

身近な生きもの調査として、希少な野生動植物だけではなく、サクラやタンポポ、虫のなき声等の身近な自然を感じさせる生物・現象を対象とする市民参加型の調査も行われており、大変参考になった。

志布志市生物多様性センターでも本年2月、市民団体「志布志湾再生プロジェクトX」と「海のゆりかご」といわれるアマモ場を志布志湾につくる市民参加型のイベントを初めて開いており、今後さらなる市民参加型の取り組みが展開されることを期待する。

【神奈川県小田原市：漁港の駅 TOTOCO 小田原（小田原漁港交流促進施設）】

(1) 調査事項

「漁港の駅 TOTOCO 小田原」（小田原漁港交流促進施設）は、水産業の振興と地域活性

化を図ることを目的とした施設で、鮮魚、活魚及び水産加工品などの地場の水産物の販売や飲食を核として、地場産の農産物、土産物等の提供を行い、さらに、小田原の観光や地場産品の PR など情報発信機能を備えた施設であり、本市の今後の漁業振興・観光振興に資するものがないか視察する。

(2) 所感・意見等

「漁港の駅 TOTOCO 小田原」は、相模湾に面する小田原の豊かな漁場を表現し名付けられ、地元の定置網等で漁獲された新鮮な地魚や干物・蒲鉾などの水産加工品のほか、地元農産物などの提供等を通じて、人と人との交流の促進が図られており、志布志湾を抱え漁港もある志布志市にとって、大変参考になった。

「漁港の駅 TOTOCO 小田原」は海のテーマパークとして情報発信していた。志布志市も緑豊かな山や、雄大な海・志布志湾、清流あふれる川など、恵まれた自然に満ちている。それら自然の恵みを生かし、作り出される食文化の数を増やししながら、情報発信していく取り組みが、今後は望まれる。

「漁港の駅 TOTOCO 小田原」のコンセプトとしては、小田原漁港、小田原魚市場には鮮魚、活魚、水産加工品などの水産物が集まってきており、小田原が抱く、自然豊かな漁場を表現し、魚（とと）の宝庫から「ととこ」と名付け、「ととこ」という「呼びやすさ」により、子どもからお年寄りまで親しみをもっていただく施設になるようにと思いが込められている。漁港の町でめぐりあい、人を育て、暮らしを豊かにする。だからこそ地元の皆様と共に愛し、共に発信し続け、日本全国からたくさんの方々に来ていただける施設にしていくことを目指している。

このような視点に立った食文化のまちづくりを志布志市も目指すべきではないかと感じた。

【茨城県日立市：茨城県立国民宿舎 鵜の岬】

(1) 調査事項

県立国民宿舎 鵜の岬は、2024 年度の宿泊利用率が 79.7%で、36 年連続で日本一になった。鵜の岬では、インスタグラムを積極的に使って、景色の良さや県産食材を使った料理などをアピールしている。また、徐々に客室のリフォームを進め、2024 年度内にはすべての客室を改修している。本市の国民宿舎ボルベリアダグリ岬周辺の景観を生かした今後の取り組みや地元食材の活用、観光客を呼び込める手法などを学ぶために視察する。

(2) 所感・意見等

8 階建ての威容を誇る、県立国民宿舎 鵜の岬は、2024 年度の宿泊利用率が 79.7%で、36 年連続で日本一であり、日本一予約が取れない国民宿舎としても名高い。令和 7 年度は、7,700 万円の黒字の予定であり、指定管理者である公益財団法人茨城県開発公社に

よる健全な経営が行われており、じっくりと経営に取り組むためには、現在の指定管理期間 10 年が望ましいとのことであった。志布志市の指定管理期間 20 年は、あまりにも長いのではないかと感じた。

レストランの屋根の修繕費用は県に負担を求めているが、それ以外の維持管理に関する修繕費用は、これまで（本年で 10 年目）、すべて指定管理者側で支出していた。志布志市では国民宿舎ボルベリアダグリの赤字分を補填してきており、修繕費についてもその内容に応じて支出しているが、指定管理に関する協議内容の見直しを図るべきではないかと感じた。

支配人の話では、何よりも地元の住民の理解が大事であり、住民に地元の施設であると思っただけのために腐心しているとのことであった。また、20 代から 30 代との交流を図り、若い人からの多様な意見を聞くことに努めていた。ボルベリアダグリも地元住民に愛される、このような視点に立った取り組みが必要ではないかと感じた。

国民宿舎 鵜の岬では、毎年鵜の岬秋まつりを開催（35 回）しており、催し物も多彩で、年ごとの特別展示等も行われており、長きにわたって地域住民との交流を重ねることの大切さを学んだ。

国民宿舎 鵜の岬の眼下には、伊師浜海水浴場があり、夏は海水浴場を利用する宿泊客でにぎわっている。志布志市もダグリ岬海水浴場、ダグリ岬遊園地等を擁しており、その利用者をボルベリアダグリへ誘客し、宿泊につなげる仕組みづくりが大切であると感じた。

以上。